

## 船舶事故調査報告書

令和4年12月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年5月25日 19時10分ごろ
発生場所	東京都隅田川派川相生橋付近 富岡八幡三等三角点から真方位240° 1,120m付近 (概位 北緯35°40.0' 東経139°47.3')
事故の概要	旅客船第十六朋丸は、南進中、また、手漕ぎボート（船名なし）は、南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年6月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 旅客船 第十六朋丸、27トン 136780、有限会社つりせい（A社） B 手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし（全長9.58m） なし、東京海洋大学（B大学）
乗組員等に関する情報	A 船長A、六級（航海） 乗組員A、一級小型・特定 B 艇長B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部舷縁に擦過傷、樫1本折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 水象：川面 平穏、潮汐 下げ潮の末期 日没時刻：18時47分ごろ 常用薄明終了時刻：19時16分ごろ
事故の経過	A船は、船長A及び乗組員Aほか1人が乗り組み、旅客16人を乗せ、法定灯火を表示し、乗組員Aが操舵区画で操船に当たり、18時50分ごろ、遊覧の目的で東京都お台場海浜公園付近海域に向け、隅田川吾妻橋付近の棧橋を出発し、隅田川を南進した。 A船は、隅田川永代橋を通過したのちに左転し、隅田川派川を南進中、相生橋（以下「本件橋」という。）の北方で、北進するプレジャーボートを認め、針路を少し右に転じるとともに減速した。 乗組員Aは、本件橋の下にいた無灯火のB船を認めなかった。 乗組員Aは、本件橋の下に航行の支障となる他船等はいないと思い航行を続け、本件橋の西側橋脚の東側近くで、A船の右舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 A船は、レーダーを設置していなかった。 B船は、艇長Bほか9人の部員（以下「同乗者」という。）が乗り、艇長Bが左舷船尾で舵を取り、同乗者が樫を漕いで、漕走の練習

	<p>の目的で、18時20分ごろ、B大学の船だまりを出発した。</p> <p>艇長Bは、日没後から日の出までの間に灯火を表示しなければならないことは知っていたが、明るいうちにB大学の船だまりに戻る予定だったので、灯火用のランタンを携行しなかった。</p> <p>B船は、本件橋を通過して北進し、19時ごろ隅田川と隅田川派川が合流する付近で反転した際、艇長Bが、A船を認めた。</p> <p>B船は、B大学の船だまりに向け南進し、本件橋の西側橋脚の東側近くで、北進するプレジャーボートとすれ違い、艇長Bが、本件橋を通過したのちに右転してA船を左舷側に避けようと思っていたが、本件橋の西側橋脚の東側近くを航行中にA船が接近してきて、避けることができず、A船と衝突した。</p> <p>艇長Bは、本事故後、北進するプレジャーボートの航走波を船首方から受けたのでB船の船速が落ち、A船と衝突する前に本件橋を通過できなかったと思った。</p> <p>艇長B及び同乗者は、大声を出す等の注意喚起を行っていなかった。</p> <p>艇長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、南進中、乗組員Aが、本件橋の下に航行の支障となる他船等はいないと思い航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、無灯火で南進中、艇長Bが、本件橋を通過したのちに右転して左舷側にA船を避けようと思い、航行を続けたことから、本件橋の西側橋脚の東側近くを航行中に接近してきたA船を避けることができず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>艇長Bは、明るいうちにB大学の船だまりに戻る予定だったことから、灯火用のランタンを携行せず、日没後、無灯火で航行していたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、常用薄明時、A船が南進中、B船が無灯火の状態以南進中、乗組員Aが、本件橋の下に航行の支障となる他船等はいないと思い航行を続け、また、艇長Bが、本件橋を通過したのちに右転して左舷側にA船を避けようと思い、航行を続けたため、B船が本件橋の西側橋脚の東側近くを航行中に接近してきたA船を避けることができず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川を航行する船長は、薄明時、橋の下等の暗いところに目視で見にくい手漕ぎボート等がいることを考慮し、安全な速力に減速する等して十分に注意して航行すること。</li> <li>・手漕ぎボートの乗船者は、夜間航行する場合、法定灯火を表示すること。</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・手漕ぎボートの乗船者は、波等の影響を受けて想定した避航動作がとれないことがあるので、接近する船舶を認めたとき、余裕のある時機に注意喚起、避航動作等の衝突を避けるための措置を採ること。</li><li>・手漕ぎボートの乗船者は、救命胴衣を着用することが望ましい。</li></ul> |
|--|---|